

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 令和三年四月一日

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百五十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秘書課の項中「副知事秘書係」の下に「政策係」を加え、同条第二項の表秘書課の項に次の一号を加える。

五 デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第五条第一項の表管財課の項中「管理庁舎係」の下に「新庁舎運用係」を加え、同表県庁舎建設課の項の次に次のように加える。

デジタル戦略推進課

管理調整係、デジタル戦略係、デジタル推進係

第五条第一項の表情報企画課の項中「情報企画課」を「情報システム課」に、「管理調整係、情報企画係」を「管理審査係」に改め、同表総務事務センターの項中「給与支給係」の下に「システム再構築係」を加え、同条第二項の表県庁舎建設課の項の次に次のように加える。

デジタル戦略推進課

一 情報化政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和三年四月一日

二 D Xの推進に關すること(他の所掌に屬するものを除く。)
 三 市町村行政に係るD Xの支援に關すること(他の所掌に屬するものを除く。)

第五條第二項の表情報企画課の項中「情報企画課」を「情報システム課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「第五号において同じ」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、同項第五号中「こと」の下に「(他の所掌に屬するものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を第五号とし、同項第七号中「こと」の下に「(他の所掌に屬するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とする。

第六條第一項の表地域スポーツ課の項中「冬季国体総務係、冬季国体運営係」を削り、同表ねりんピック推進事務局の項中「会場管理係」を削り、同條第二項の表清流の国づくり政策課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号の前に次の一号を加える。

十五 S D G Sの推進に關すること。
 第六條第二項の表地域スポーツ課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同條第三項中「地方創生室」を「次の表の上欄に掲げる室」に、「同室」を「当該室」に、「地方創生係及び政策連携係」を「それぞれ同表の下欄に掲げる係」に改め、同項に次の表を加える。

室	係
地方創生室	地方創生係 政策連携係
S D G S推進室	S D G S推進係

4 第六條第四項を次のように改める。
 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
地方創生室	第二項の表清流の国づくり政策課の項第八号から第十四号までに掲げる事務
S D G S推進室	第二項の表清流の国づくり政策課の項第十五号に掲げる事務

第六條の二第一項の表危機管理政策課の項中「管理調整係」の下に「、防災情報管理係、岐阜地域防災係」を加え、同表防災課の項中「管理調整係」の下に「、防災企画係」を加え、「、防災情報管理係」及び「、岐阜地域防災係」を削り、同條第二項の表危機管理政策課の項中第八号から第十号までを削り、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 自衛隊との連携及び調整に關すること(危機管理事案に限る。)
 七 防災情報通信システムの運用管理に關すること。
 八 岐阜地域における危機管理及び消防防災(災害救助を含む。)に關すること。
 第六條の二第二項の表防災課の項中第九号を削り、第八号を第十一号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に關すること。
 十 火山の災害予防及び災害対策に關すること。

第六條の二第二項の表防災課の項第六号中「自然災害に限る」を「危機管理事案を除く」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「風水害等の」の下に「災害予防及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 市町村地域防災計画の指導及び助言に關すること(原子力防災を除く。)
 第六條の二第二項の表防災課の項に第一号として次の一号を加える。

一 防災施策の企画調整及び推進に關すること(原子力防災を除く。)
 第六條の二第三項の表危機管理政策課の部山岳遭難・火山対策室の項を削り、同表に次のように加える。

防災課	山岳遭難・火山対策室	山岳遭難・火山対策係
-----	------------	------------

第六條の二第四項の表原子力防災室の項中「第二項の表危機管理政策課の項第六号及び第七号」を「第二項の表危機管理政策課の項第九号及び第十号」に改め、同表山岳遭難・火山対策室の項中「第二項の表危機管理政策課の項第八号及び第九号」を「第二項の表防災課の項第九号及び第十号」に改める。

第七條第一項の表環境管理課の項中「温暖化対策係」を「温暖化・気候変動対策係」に改め、同表文化伝承課の項中「記念物保護係」の下に「、全国高校総合文化祭開催準備係」を加え、同條第二項の表文化創造課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民文化祭に関すること。

第七条第二項の表文化伝承課の項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 全国高等学校総合文化祭に関すること。

第八条第二項の表感染症対策推進課の項に次の一号を加える。

三 新型コロナウイルスワクチンの接種に関すること。

第八条第五項の表保健医療課の項中「がん対策係、受動喫煙対策係」を「がん・受動喫煙対策係」に改め、同表感染症対策推進課の項中

医療・検査体制対策室

医療機関支援係、検査対策係

を

医療・検査体制対策室

医療機関支援第一係、医療機関支援第二係、検査対策係

に

ワクチン接種対策室

接種推進係、市町村支援第一係、市町村支援第二係、流通調整係

改める。

第八条第六項の表医療・検査体制対策室の項の次に次のように加える。

ワクチン接種対策室

第二項の表感染症対策推進課の項第三号に掲げる事務

第九条第一項の表商工政策課の項中「外国人雇用対策係」を削り、同表労働雇用課の項中「人材育成係」を「職業能力開発係」に改め、同表産業人材課の項中「産学金官連携係」の下に「外国人雇用対策係」を加え、同表観光企画課の項中「観光資源係、国内誘客係」を「サステイナブル・ツーリズム推進係」に改め、同表関ヶ原古戦場整備推進課の項及び海外戦略推進課の項を次のように改める。

観光資源活用課

管理調整係、観光コンテンツ係、広域連携係

観光誘客推進課

管理調整係、誘客政策係、デジタルマーケティング戦略推進係、国内誘客係、海外誘客係

第九条第二項の表商工政策課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「こと」の下に「(商工労働部の分掌する事務に係るものに限る。)」を加え、

同号を同項第十四号とし、同項第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、同表産業人材課の項に次の一号を加える。

三 外国人の雇用対策に関すること(商工労働部の分掌する事務に係るものに限る。)

第九条第二項の表観光企画課の項第三号中「第六号及び第七号において同じ」を削り、同項第六号中「産業観光」を「サステイナブル・ツーリズム」に改め、同項第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表関ヶ原古戦場整備推進課の項を次のように改める。

観光資源活用課

一 観光資源(関ヶ原古戦場を除く。)の活用に関すること。

二 戦国武将観光に関すること。

三 関ヶ原古戦場の活用に関すること。

四 岐阜関ヶ原古戦場記念館に関すること。

第九条第二項の表海外戦略推進課の項中「海外戦略推進課」を「観光誘客推進課」に改め、同項中第一号及び第四号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 観光誘客に係る政策の企画立案及び調整に関すること。

二 デジタルマーケティングに関すること。

三 国内観光及び国内誘客宣伝に関すること。

四 国際観光及び海外誘客宣伝に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第九条第四項中「関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課」を「観光資源活用課、観光誘客推進課」に改め、同条第五項の表観光企画課の項中「観光企画課」を「観光資源活用課」に、「観光コンテンツ活用推進室」を「関ヶ原古戦場活用推進室」に改め、同条第六項の表経済・雇用再生室の項中「第二項の表商工政策課の項第十四号」を「第二項の表商工政策課の項第十三号」に改め、同表観光コンテンツ活用推進室の項中「観光コンテンツ活用推進室」を「関ヶ原古戦場活用推進室」に、「第二項の表観光企画課の項第八号」を「第二項の表観光資源活用課の項第三号及び第四号」に改める。

第十条第一項の表農産園芸課の項中「グリーン農業係」を「ぎふ清流GAP推進係」に改め、同条第二項の表農産園芸課の項中第七号を第八号とし、同項第六号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号と

し、同項第四号中「次号及び第六号において同じ」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 GAPの推進に関すること。

第十条第二項の表農地整備課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 農業用ため池に関すること。

第十条第三項の表家畜伝染病対策課の項中「企画調査係、捕獲対策係」を「捕獲調査係」に改め、同条第四項の表農地防災対策室の項中「第二項の表農地整備課の項第十号」の下に「及び第十一号」を加える。

第十八条の三中「都市公園整備局にあっては、二人」を削る。

第二十三条中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 本庁にデジタル政策統括監を置き、DXの政策に係る事務を総括整理する。

第二十四条中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同条の表健康福祉部の部次長（医療担当）の項を削り、同表農政部の部に次のように加える。

農業技監	一人	上司の命を受け、農業政策に係る企画調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
------	----	---

第二十六条第一項中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、同項の表広報課の部の前に次のように加える。

秘書課	デジタル政策調整監	一人	上司の命を受け、DXの政策に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	-----------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表管財課の部に次のように加える。

新庁舎運用対策監	一人	上司の命を受け、新庁舎の運用管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表県庁舎開設準備課の部に次のように加える。

県庁舎建設課	県庁舎建設管理監	一人	上司の命を受け、県庁舎の建設に係る総合的な技術調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
--------	----------	----	---

第二十六条第一項の表情報企画課の部中「情報システム課」に改め、同表地方創生室の部、外国人活躍・共生社会推進課の部、地域スポーツ課の部、冬季団体推進監の項及び競技スポーツ課の部を削り、同表ねんりんピック推進事務局の部ねんりんピック推進事務局総括監の項中「二人」を「一人」に改め、同表危機管理政策課の部に次のように加える。

防災情報管理監	一人	上司の命を受け、防災情報通信システムの運用管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。
岐阜地域防災対策監	一人	上司の命を受け、岐阜地域における災害その他危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。
地域防災対策監	四人	上司の命を受け、地域における災害その他危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表防災課の部防災情報管理監の項、岐阜地域防災対策監の項及び地域防災対策監の項を削り、同表環境管理課の部に次のように加える。

温暖化・気候変動対策監	一人	上司の命を受け、地球温暖化の防止及び気候変動適応の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	----	---

第二十六条第一項の表労働雇用課の部人材育成企画監の項中「人材育成企画監」を「障がい者就労推進監」に、「人材育成に関し」を「障がい者就労の推進その他」に改め、同表地域産業課の部を削り、同表海外戦略推進課の部を次のように改める。

観光誘客推進課	観光誘客企画	一人	上司の命を受け、観光誘客の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	--------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表野生いのしし対策室の部を削り、同表治山課の部森林監視指導監の項中「森林監視指導監」を「山地災害対策監」に、「森林の保全のための森林監視体制の強化」を「山地災害対策の推進」に改め、同表住宅課の部県営住宅管理監の項中「県営住宅管理監」を「住宅活用推進監」に、「県営住宅の維持管理」を「住生活」に改め、同表水道企業課の部に次のように加える。

県営水道災害対策監	一人	上司の命を受け、県営水道の災害対策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----------	----	--

第二十六条第二項中、「多文化共生推進監」、「人材育成企画監」及び「家畜防疫対策監」を削り、「県営住宅管理監」を「住宅活用推進監」に改める。

第三十条の表商工政策課の部を削り、同表関ヶ原古戦場整備推進課の部中「関ヶ原古戦場整備推進課」を「観光資源活用課」に改め、同表農業経営課の部を削る。

第三十三条の表五の項第九号中「(恵那県事務所を除く)」を削る。

第三十八条の表四の部健康増進課の項及び五の部健康増進課の項中「保健予防係」を「感染症対策係、保健予防係」に改める。

第四十条の三の表福祉課の項第四号中「所管区域」を「岐阜地域」に改め、同項第五号中「民生委員」を「羽島郡及び本巣郡の区域の民生委員」に改め、同項第六号中「生活保護」を「羽島郡及び本巣郡の区域の生活保護」に改め、同項第七号中「戦没者遺族」を「羽島郡及び本巣郡の区域の戦没者遺族」に改め、同項第八号中「高齢者福祉」を「岐阜地域の高齢者福祉」に改め、同項第九号中「介護保険」を「岐阜地域の介護保険」に改め、同項第十号中「障害者福祉」を「岐阜地域の障害者福祉」に改め、同項第十一号中「児童福祉」を「岐阜地域の児童福祉」に改め、同項第十二号中「母子」を「岐阜地域の母子」に改め、同項第十三号中「女性保護」を「岐阜地域の女性保護」に改め、同項第十四号中「配偶者」を「岐阜地域の配偶者」に改め、同項第十五号中「児童扶養手当」を「羽島郡及び本巣郡の区域の児童扶養手当」に改め、同項第十六号中「生活困窮者自立支援」を「羽島郡及び本巣郡の区域の生活困窮者自立支援」に改める。

第四十一条の表一の部家庭支援課の項中「家庭支援第三係」の下に、「家庭支援第四

係」を加え、同表二の部中「及び岐阜県中濃子ども相談センター」を、「岐阜県中濃子ども相談センター及び岐阜県東濃子ども相談センター」に改め、同表中三の部を削り、四の部を三の部とする。

第四十五条第一項の表四の項第十号中「係」の下に「事業の」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

14 農業用ため池の管理及び指導に関する事。

第八十九条第四項の表指導課の項を次のように改める。

自立支援課	自立支援係、地域連携係
-------	-------------

第九十条第二項の表二の項中「指導課」を「自立支援課」に改める。

第九十二条の表審査課の項を削る。

第九十三条の表二の項に次の二号を加える。

5 精神障害者保健福祉手帳の判定及び交付に関する事。

6 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び医療受給者証の交付に関する事。

第九十三条の表三の項を削る。

第九十六条の表中八の項を削り、七の項を八の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 保健所	副所長それぞれ一人
-------	-----------

第九十六条の表十の項中「及び現代陶芸美術館」及び「それぞれ」を削り、同表十一の項中「図書館及び博物館」を「現代陶芸美術館」に改め、「それぞれ一人」を削り、同表中二十三の項を二十四の項とし、「二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を削り、二十の項を二十二の項とし、十三の項から十九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十二の項中「二人」を削り、同項を同表十四の項とし、同項の前に次のように加える。

十一 図書館	副館長
十三 博物館	副館長二人

第九十七条の表四の部中「下呂農林事務所」を「農林事務所(中濃農林事務所及び東濃農林事務所を除く)」に、「一人」を「各一人」に、「下呂市」を「市町村」に改め、同表六の部指導検査課の項の次に次のように加える。

技術連携調整監

各一人

上司の命を受け、県土整備分野の市町村との連携に関し、特に命ぜられた事務を処理する。

第七十一条の表中七の部及び八の部を削り、九の部を七の部とし、十の部から十八の部までを二部ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社